漂民記

別
ル 8
3090

門ル8
號3090
巻

門KA
號1701
巻2

子孫永保
雲煙家
藏書
記

昭和三二年
九月二四日
購求

神原家圖書記

吹上御上覽之圖

御小姓

御寄屋

同

森太郎

敬利留

吹上奉行

御目付

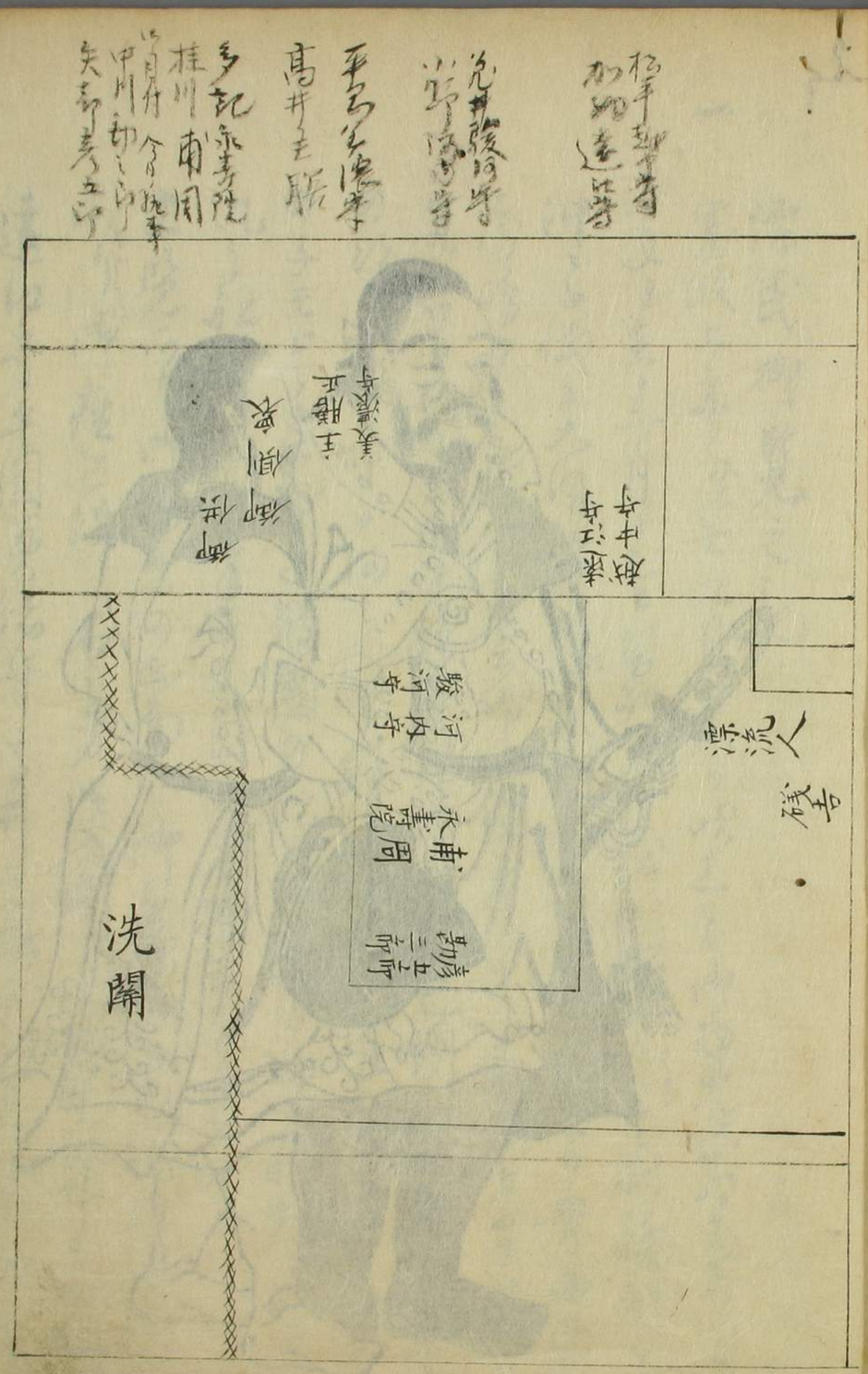

以下特ニ「ヨモ」ト記サルモノハ別本二本共ニ然ルもの

「カムサツカ、オホツカ、イルカウツカ」ナドと云地と

漂民御覧之記

寛政五年癸丑九月十八日吹上ゲ御覽ニ成ル

一 寛政五年癸丑十二月十三日蝦夷沖ヨリ俄ヶ大風吹ケ流サレ同月廿七日昔西亞屬地アミシツカと云地ニ漂着シ夫ヨリカムサツカ、イルカウツカ抔と云地を經歷シ歐羅巴測量西亞の沿海を海路にて詳しく去る申年の頃蝦夷の子モロと云地ヨリ被國の船ヨリ送り遣はされたる沖昌丸と船頭大黒屋光太夫同人ヲ召連レ候者なるものを

上覽ニ成り御用人の面々に御屬御吟味遂ゲ

[illegible]市産と役り右之方法ハ例ヨリ松平讃岐守ヨリ納

遠江守平國英法守ニ命ジ引渡ニ成ル

出張し、不日中小納戸頃なる長野清四郎小師相の
多記永寿院桂川南四郎別宅を尋ね来る事の由
尋常(ヨウ)なる旨を命ぜられ次に同月中川勘三郎
を訪ねて師匠八今日より稽古
御座なる中小性中尤も中小納戸頭(ヒ)を兼せり
御座なる中小性中尤も中小性中尤も
御座なる二人の者のみなる故
心得(ヒ)の為に二挺を持参(ヒ)せる者なる故
華奢なる歌(ウタ)琴(キン)二張(ハリ)なる故
華奢なる歌琴(キン)二張(ハリ)なる故
華奢なる歌琴(キン)二張(ハリ)なる故
のなりしかば梅色の派英紅(ベニ)児(ニ)
角油の外蓑(ウバキ)より赤き玉の玉(ボタン)
の袋なる絹地の縮緬の下帯(シタオビ)
なる故暫く見る内

二挺トモ紺吟羅呢(ビロード)作リ

二本共ニ「是ハ華奢なる丈ガ当ニハ少キ遠ク」
華ニ結ばれ
製作向し枝ガ
リ」トアリ

メリヤス
莫大小の上ふ黒き百本西亜革(カワ)の深沓(クツ)なる魅度(マルト)の杖を
持ちて御者を駕籠に同じ
なる駕籠の外蓑(ウバキ)ふ浪の
屋敷の外蓑(ウバキ)ふ浪の
かけたる紙(ヒ)黄黒
なる同色の天鵞絨の袴(ハカマ)
なる黄色の玉(ボタン)なる
なる黄色の玉(ボタン)なる
なる黄色の玉(ボタン)なる

一　アミシツカラト唱ル深海住ケル所ニ四五丈ヲ超ユル巨魚

二本共ニ「砺て」

奥の潮ヒシ〳〵寄合の猟を為ル者ハ海ヲ白波乃
ヒシ〳〵ニ立ツ物ヘ乗ル小船ヲ海ノ中ニ入レ置ケバ
船者ヲ面倒ニ成ル故ノ中ニ小さき鼻の穴ニ二本の
角ヲ生ヘタル物ヲ入レ置ケバ其ノ角ヲ
以テ生ヘタル物ヲ喰ヒ殺ス故ニ海の中ニ
ヨリ出タリ長サ二丈ヲ超ル程ノ牙ヲ
生ヘタル者ヲ鯨ノ牙ヲ以テ作ル物ヲ
〳〵完ク丈ヲ重ル丈ヲ
中ヲ以テ組ノ白ク〳〵
ヲ以テ仕ル者ヲ
ヲ以テ作ル

一本「植ル」

二本共ニ被髪イトニ「にて」トアリ

二本共ニ「ヲ」トアリ

二本共ニ和蘭トアリ但此章割註ノ中ニ

ランカラト唱ル和蘭ヲ
の加比丹宮名ヲ
ヲ記ス
ヲ有
チモヘカヒタン
ヲ合ヲ
ツカラ

一本「シテウルホイク」一本「シテウルホイク」ニ作ル

一本則ニ作ル他二本此処欠

ト唱ル連海ヲ
ヲ丈ヲ
ヲ海ニ
ヲ高ヲ
ヲ間ヲ
ヲ面ヲ
ヲ色ヲ
ヲ日本ヲ
ヲ仕ル者ヲ
ヲ合セヲ
ヲ遠ヲ
ヲ耳異
ヲ海ヲ
ヲ海ヲ
ヲ石ノ如ク
ヲ小ク
ヲ赤ク
ヲ家ニ入リ
ヲ喰ヒ
ヲ得
ヲ仕ル者ヲ
ヲ忠解ヲ
ヲ中ル
ヲ頻ヲ
ヲ知ル
ヲ為ル
ヲ長ク
ヲ長ク
ヲ白ク
ヲ長ク
ヲ長ク
ヲ長

右の物のうち無をあ[illegible]
[illegible]
[illegible]

中屋に何地か長い内少しすつ西方に二階の少しすつ段々
高くなり五階ある所ある所に牡丹の多く植ゑ
殖ゑ仕ある所ある所に家内の中に造り建ゑ
仕ある所ある所に家内の中に造り建ゑ
中屋及中山

一「和」「問」トノミアリ「一本」「遠問」トアリ 城楯の上に大なる自鳴鐘(ヒイロウ)有る事見及ぶ 問 甫周

答

一 城内大道なる物ゑ東車の大サ計郭(クニ)ゑ仕ある車の物
ほせにあるべし

一「和」「問」ノミ「一本」「遠問」トアリ 地つのゑふ魯西亞(ロシヤ)中真の帝伯多録(ペトル)の像ゑ事

問 甫周

答

一「本」「靈台」トアリ 仏多孫ゑ像い引屋ゑ安置仕中屋ゑ市い宝庫ゑ硝
「本」「三尺寸」なる磨石有ゑ大サ三尺寸ゑ事ゑ四角仕ある物ゑ
屋ゑゑの四隅ゑ石ゑ四角ゑ穴ゑ穿ゑ硝ゑの硝ゑ挺ゑ吸付ある磨石
の穴ゑ仕ゑゑ螺旋(ラセン)硝ゑ磨ゑ硝ゑ吸付ある事ゑ吸所の陰遠ゑなる事
四方の硝地ゑ高中ゑ又ゑ抜ゑ事ゑ庚ゑ吸付ある件ゑ硝の硝
ゑ上ゑ元のゑゑ吸付中ゑ

一「和」「問」トノミ「一本」「主問」トアリ 問 甫周

一 ムスクワゑ大石ゑ鉄ゑ入れある事見及ぶ

答

一 流口(スグチ)ゑ入作間ゑ部ゑゑ延ゑ以指ゑ入作ゑ人

中い長サハ三百半も一ツあるそれ同じく大壇の中に焼香所
中ニ鐘ハ大地ニ喰入居ヤハ周りを垣石垣を致し其中ニ下りて見申ハ
中ニ鐘ハ大地ニ喰入居ヤハ周りを垣石垣を致し其中ニ下りて見申ハ
大なる事云迄も絶ハ壇を大地ハ
喰入所中ハを垣石垣ハ中ハ
の中ハ鐘を見ル目に付二子ハ
中ハ

一本「問」、一本「美問」

一駝蛇を見及ハ

問　甫周

答

一ヤコウツカヨリイルヤウツカハ遠ク見ハ一ツ
鼻モ長ク大キク背に瘤ヨブ頸ハ
ハ小サキ事ハ重ヘベルベルウタヤ

問　甫周

前条ニ同シ

一タバコを吹ハ口ハ何ニ中ハ
ニ

答

一ハ中の事ハ下ハ事ハ
ハ事ハ石も事ハ
ハ事ハ事ハ事ハ
事ハ事ハ事ハ

一武蔵を誓ハ

問　河内守

一武蔵を誓ハ

答

一ハ事ハ一ハ見及ハ中ハ
見ハ仕ハ事ハ

不中は獨師の私なりと思ふのけはしき獨斷まかるものなる
所なり蛭兒（のちの日蓮）の事は家ぶくに切しふ
中はかなる荒磯なる白砂に仕はさるべき事
一本に「問　駿河守」
一本に「問　河内」（河上何内ヲ指スカ）

一　御產中なるあるべき仕業の私なるべしと
　　答
一　先年あるべき殺害の事あたりなく立流に遣車の物
　　事に仕るべき処に事中は惡の用なく四人給ふ事中は私
　　物なる事中と同事なる歟とおもふ事なる女帝の行者
　　なるべきに依て事なる歟と人のこと事なる事に依
　　なるべき法師の事紙おるべきは人面ふの嫁ぶ無事
一本に「駿河」とあり　問　後日

一　首藤はいかなる何なる御使なるや何なる
　　答
一　御使中は如事の物なりは時なるべき御使なりけはアリと
　　ものなる事は所面は開祖伯多孫の帝家なるの像所面なる
　　今の如事の物なりはけノこタアリとなりけは唐は唐土國の中
　　（エカテリナの肖像にて御產は是も女帝）
　　何なる事なる無略の事扱なる仕は恐して私は御制那に
　　仕なる所なる何なる何なる事なる物なる人なる食なるの事
　　中なる事の事なる一なる法人なるもなる仕
　　城内なる　上なる　八御　深氏も食
　　なる扱なる藤なる　中なる神なる事なる時なる那なる裏
　　擂へ事なる文は法孫なる　呼吸　御書は老鳥色乃
　　呼なる尾なる

一「ヤ」モ「越向」トアリ

一 其方ともの魯西亞なる故の命の品こゝに存じ候
間敷ものなるゝ故の事なれ共大切に存じ候事

同　城中守

一 恩義を結ぶいさゝか他ふかく存じ候
中絶の儀いたす事

一「ヤ」モ「越向」トアリ

一 たゞ恩沢もなるゝ何の事へ志なるて新たに日本へ
お渡ひ

同　城中守

一 其忠中國ふ到毎年より世界に恩恵の情を
かゝくと上合ふ毎年ふ銀貨仕ふ事一言御咎なる
る新タなる仕事なるる所命をなる所なる

古ヒ同

一 玄蕃い学ふ所ふくふ所ふ

同　城中守

一 学を也ふ学を学ふ学を学ふ一ふ文学ふの
所ふ学ふ高を矣仕ふ事ふ第何角を以利ふ事の
義ふ以紀ふ所ふ事ふ角とお矣ふ事ふ

一「ヤ」「遠問」トアリ他ノ「ヤ」ハ「問」トアレ三問者ノ明セサルノ前ニ同シ

一 帰國の後中源ふ名何の事ふ事ふ

同　城中守

一 玄蕃と中人ふ役人ふの神ふ事ふ世界の事ふ
通信トアリ　なて交易を高七ふ事ふ毎年ふ毎年ふ

沈香を送り遣しに侍る。交易の義を承り候すべき
旨仰せ出されて、唐船の名を書き付け、
地図帯を元に仕り、差遣わすべ
き旨仰せ出されて、推参仕り
候

問　神甲

一　彼地より形象寺へ入り寺
に参詣申し、喰はせて其の名を改め世間名を詠
れもまたのひやはんはんしや

答

一　神甲名を改めて名を消す事を何の為にか
とおんへいたす夜より小四の名を付けて大神名を
海へ小四郎殿申さるべき旨仰せ出

問者前条に記載

小四郎殿申さる

問　神甲

一　寺へ入り申し候の儀及申候ものこと

答

一　新たに申し出の通、新たの御の御を
見せ申し海に出でなる名を改め
候よ尺面仕り候事

問　神甲

一本「越問」

一　十文字の後ろの御光に仏の母の姿

答

一　家(是)この入り申し候に貢に仕り名をはキリスト(ど)申し仕
十字の名を度々申し唐(がらに)様を三ヶ入るものに申し

移り人の宅に系を張り系に煙草を植ゑ
上方にて接木仕りこれを植ゑ
山仕事に伝たんを植ゑ仕法を
「本ボープ」ト有 「本ボノフ」ト有 「本ボノウ」ト有 ボノフとは形ちの如
ものの如し刈
「本「主問」ト記ス」 一 硝子細工を見たりや 四

「本ペテルボル」 「本ペテルボル」 一 私ペテルボルに出る者孫甲斐
有硝子師なり甲斐有彼の
仕出場と小麦粉の如きものを
及び粉の如きものを

「本「駿問」ト又」 一 滿(チャン)の制法見たりや 四

一 酒造り仕る地所にある廃(カメ)を仕り
多く穴を掘り土を(カメ)松杉の新枝なる脂(ヤニ)を
積み火を付け出る時分上方生草(ニガ)をおひむし
ものに仕る下の廃に自然と溜り中に滴(雫)出る
他本此一節ナシ 上方の硝子細工法へ
「本「美問」ト又」

一 哆羅呢の織方は

芸

一 「ゆつ紡きして」トアリ 又は「突杼」トアリ 毛織仕り綿（メン）羊（ヤウ）の毛にて交へ織る突柳にて織り

「ゆ」止り作り 如上は芸なる所、刷毛（ゆの毛の硬き刷毛）にて毛を立て申し

同 甫周

一 「ゆ」毛の周囲」トアリ 魯西亜人毛の織り方は

如左

芸

一 「ゆ」「遠囲」 さのみ強き物にも無之候へ共、月に六の月迄は

毎日織り有之由 可有之 織り申し

遇日休も無之候て 潔く

同 後略

一 何にて拵ふ哉詳しき事不存候、毛織物に成候迄の事と

芸

一 左毛織しき物も毛織物に成候迄は吟味する迄も彼の地の工夫

与申候に付、上品に成候て年異も解毛に成候迄切毛

「本」「義囲」 に付て毛を切り毛を

同 甫周

一 唐与毛中 長崎

芸

一 「本」下沢ヶ少 「本」羽をとり アヒル とせり 与毛中長崎に白毛中に秋の神を別て

如左 しく卵とも産り 中に形ふも羽とき

鵝鳥の如くなる黒き卵を食料に仕り雄鶏

「三四十」トアリ 雌鶏に付毛中に卵の味を甚敵なる

如左

前条ニ同

一 ムスクワニ大きなる石橋あり東西ハ[illegible]

答 [illegible]

一 [illegible]橋を掛ける為周を板ハ[illegible]仮橋とす往来仕ル

問 河内寺

一彼地[illegible]日本のものと存ぜ[illegible]

答 [illegible]

一 何事によらず能存ぜ[illegible]日本のもの実を活ル所ハ当[illegible]

[illegible]日本人[illegible]橋川[illegible]中川

[illegible]何色も存ぜ[illegible]日本のもの

[illegible]及ハ

中川清兵衛ハ[illegible]の伝聞ニ依る[illegible]

一 京越間トス

一 水車風車を見及ぶか 問

答 [illegible]

一 水車ハ所ニ有ニハ[illegible]海岸ニ[illegible]車ハ[illegible]風車ハ

[illegible]根四枚ニ[illegible]大造なる物ニ[illegible]屋ハ[illegible]流ニ[illegible]

[illegible]ハ[illegible]風[illegible]ハ[illegible]

前条ニ同 御中寺

一 邦の入口ニ彼国の捷[illegible]彫[illegible]見及ぶか

答 [illegible]

一 [illegible]仕ル[illegible]文[illegible]市ハ[illegible]国[illegible]別仕ル

[illegible]酒国[illegible]ハ[illegible]国[illegible]日本ハ[illegible]仕候[illegible]

[illegible]及ハ[illegible]日本ハ[illegible]

原本ノ下ニ「或々」ノ二字アリ 光国千滞上遅ノ二字アリ

形下げト有

亜墨利加国ハ海を隔てて遠く西の方に位し豊富の産を
誇り人口漸く繁殖して海上の勢力ハ世界に冠たるの
国なり其国王ワシントンハ人民の推挙に依て国王に
撰ばれ第一期の年号を建て自国を合衆国と称し
其内閣を組織して政事を執り給ふ

一イルコウ「カ」ト有リ之ニ従フベシ

イルコウ国ハ北亜墨利加の北部にあり
朝鮮人を思ふに亜墨利加人に似たり
海を隔てて

一

亜墨利加国ハ人物の上品なる事ハ大に英国に
勝れ其人民の富豪なる事ハ英国に比するに
足るの国なり

一本「ペテルボル」トシ二字「ペルボル」トス所者ニ依ルベキ

一

ペテルボルホウハ露国の都城にして
海を去ること遠からず
領土ハ亜細亜の内の有名なる所
俗に名高き所なり

一本ニ「エカテリナ、アレキセウナ」又一本ニ「エサテリナ、アレキセウナ」
一本ニ「パウル、ペトロ井チ」と申す所年号十六、皇孫ハ一人を「アレキサンデル、パオロ井チ」と申す所年号十六、一人をコンスタンチン、パオロ井チ」と申す所年号十六、
又一本ニ「パウル、ペトロ井チ」と申す所年号十六、皇孫ハ一人を「アレキサンデル、パオロイチ」と申す所年号十六、一人をコンスタンチン、パオロイチ」と申す所年号十六、
ロイチ」と申す所年号十六、皇孫ハ一人を「アレキサンデル」と申す所年号十六、一人をコンスタンチン、パオロイチ」と申す所年号十六、

一

亜墨利加国ハ人物の品位ハ英国に勝れ
其人民の富豪なる事ハ英国に比するに
足るの国なり

一

ペテルボルホウハ露国の都城にして
海を去ること遠からず
領土ハ亜細亜の内の有名なる所
俗に名高き所

濃民私記

[illegible]沖昌尺大[illegible]永正拾四[illegible]
紀剛[illegible]（中[illegible]）（於[illegible]）[illegible]二[illegible]十二
月十三日[illegible]沖合[illegible]大風
[illegible]合掖[illegible]大[illegible]流[illegible]
[illegible]掖[illegible]漂[illegible]
出[illegible]日[illegible]二[illegible]山[illegible]毎日[illegible]西風[illegible]辰
巳の時[illegible]流[illegible]日[illegible]
[illegible]大[illegible]沖[illegible]
[illegible]
[illegible]西風[illegible]
流[illegible]掖[illegible]
[illegible]流[illegible]
[illegible]迎[illegible]

乃値[illegible]
天水[illegible]
卯[illegible]七月十[illegible]
なく[illegible]
[illegible]何[illegible]
[illegible]沖仏の恵[illegible]
[illegible]
[illegible]入[illegible]
[illegible]
[illegible]

仏国の[illegible]人指[illegible]人[illegible]より来りし[illegible]新[illegible]家[illegible]より[illegible]を[illegible]
陸[illegible]上[illegible]に[illegible]
[illegible]
[illegible]

所ハ以前ニロシヤ国の領所ニて新番いてハ以前よりラッユ
ヶ敷相ニ居ケ以ウツユを土地の有ル所ハ草ハ草と通ス
後ウヂハ土を掌をロシヤ国ハ積ニて代地ニて有ル所ハ
中ニ日本の大船に乗ケ海ニ出ル者ハ毛ハ毛ハ海ニ
ラ人なでハ毛通ル毛ハ海ニ居ケ梅又以前ニて日本の者と
ハ以ハ和ハ有ル大戦ハ中ハ毛ハ海ニロシヤ国の船以前ハ
海ニ出ル者ハ海ニ居ケ梅と通ル者ハ破船ハ有ル者ハ飢饉ニ
出ル人ハ毛の女ニ子ハ海ニ出ル者ハ一回ニ海ニ出ル者ハ
有ル者ハ中ハ新ハ中ハ有ル大場所ハ海ニ出ル者ハ
船ハ新ハ海ニ出ル者ハ海ニ出ル者ハ海ニ出ル者ハ
ハ有ル者ハ海ニ出ル者ハ又ハ海ニ出ル者ハ前夜の内ニ大
場所ハ海ニ出ル者ハ海ニ出ル者ハ海ニ出ル者ハ

迎ニ出ル人ハ其日ハ山ハ大場所ハ海ニ出ル者ハ
押掛ル者ハ船ハ海ニ出ル者ハ役ハ連ハ中ハ伝ハ土地ハ
有ル者ハ海ニ出ル者ハ中ハ海ニ出ル者ハ捕ハ海ニ
和ハ海ニ出ル者ハ新ハ中ハ新ハ前ハ新ハ海ニ出ル者ハ
海ニ出ル者ハ海ニ出ル者ハ海ニ出ル者ハ海ニ出ル者ハ
海ニ出ル者ハ海ニ出ル者ハ海ニ出ル者ハ海ニ出ル者ハ
海ニ出ル者ハ海ニ出ル者ハ海ニ出ル者ハ海ニ出ル者ハ
海ニ出ル者ハ海ニ出ル者ハ海ニ出ル者ハ海ニ出ル者ハ
海ニ出ル者ハ海ニ出ル者ハ海ニ出ル者ハ海ニ出ル者ハ
海ニ出ル者ハ海ニ出ル者ハ海ニ出ル者ハ海ニ出ル者ハ
海ニ出ル者ハ海ニ出ル者ハ海ニ出ル者ハ海ニ出ル者ハ
海ニ出ル者ハ海ニ出ル者ハ海ニ出ル者ハ海ニ出ル者ハ
海ニ出ル者ハ海ニ出ル者ハ海ニ出ル者ハ海ニ出ル者ハ
海ニ出ル者ハ海ニ出ル者ハ海ニ出ル者ハ海ニ出ル者ハ
海ニ出ル者ハ海ニ出ル者ハ海ニ出ル者ハ海ニ出ル者ハ
海ニ出ル者ハ海ニ出ル者ハ海ニ出ル者ハ海ニ出ル者ハ
海ニ出ル者ハ海ニ出ル者ハ海ニ出ル者ハ海ニ出ル者ハ
海ニ出ル者ハ海ニ出ル者ハ海ニ出ル者ハ海ニ出ル者ハ
海ニ出ル者ハ海ニ出ル者ハ海ニ出ル者ハ海ニ出ル者ハ

右カミシイツカとヤハルロシヤ國の沿の所を奪れい
ばるとヤハルを奪ひけれども人民病死なる人民チキリとヤハルを
去人民馬ともヤハルを捨ひけれども法令の指揮とヤハルを用ひ
ざる面々官吏ヤハルツカとヤハルを新法令を新しいまだ
學ばざるを以て官吏ヤコツカとヤハルを捕へけれども法八百人を以て
ヤコツカとヤハルを捕へ百人を以て百姓を捕へけれども
ヤハルを大勝利を得ざるを以て完全の勝利を得ざる
故に人民ヤハルを一言に身命を捨てヤハルを
稱するに至れり彰義隊切腹奪ひ官吏
イルユウツカとヤハルヤコウツカとイルユウツカ
逃げ法二千四百人を奪ひ奪ひ奪ひ奪ひ
御下令を以て奪ひ奪ひ奪ひ奪ひ奪ひ奪ひ
町を奪ひ町を奪ひ町を奪ひ

ヤハルを捕へけれども法人民ロシヤ國
の帝の御指揮の新法を奪ひ新法を行ひ日本國
なる帝の御指揮を新法を行ひ所の大名を新法を行ひ
場所を奪ひ法を新法を奪ひ官吏を奪ひ
官吏を奪ひ法を奪ひ人民を新法を奪ひ
ヤハルを捕へ人民を捕へ所領を奪ひ
奪ひ官吏の役所官吏を奪ひ
帝の御指揮を新法を奪ひ
官役人を奪ひ法を奪ひ水主
に奪ひ法を奪ひ官吏を奪ひ
大砲武器を奪ひ生の御石高百に奪ひ一百人
奪ひ行ひ右の人数

右字音にあるなるべし私たちの国に伝承する
ハラホツカとは別なる船なるべし又ハラホツカ
次段人部人男性四人船頭の三段人部
後者は国三人の内小市とは名称なる松ぶるの事
第七エソの子モロとは知れるべしとぞれ

大船　小船　雨　雪　朝　曇　風
風音　寒　春　暖　秋　冬　暑　吹
可愛鋪位　筆　服　白鳥　敷　風　墨

紙　土盤　犬　牛　馬　羊　猫　鼠
庭鳥　女クリツ　男テトハ　鳥　雀　鶴　雁　蚕

一　彼の国の神にも仏にも一神第七仏の名ハケレストウスとぞ
ねこをよしゆふハシスホ　チホレスルイと唱へ申す事の流
仏とは仏なるべし
一　形なるべし　樹　松　杉　松の松柳　樹　産
大力　大力　大力　大力　大力　大力　大力
一　多羅呪　天　滅　布　ぶき少名彦の歌ハ彼国
出雲山　神　山　神　出雲山　神　出雲山　神

一　金銀銅鉄等を産出いたし候ハ、其の国の大変
少者と称し候ハ、味噌醤油之類ハ一切無之
蕎麦ハ格別仮に其日の糧小麦粉牛肉猪等を
外新たの料理致候へ共ハ馬犬猫熊皇の如き物を給
ふ事ハ殆無之の仕別ハ其の半たべ物を求ふ事
ハ殆なし

一　皇の新に国を求ふ事ハ其の芋を
（此芋味噌汁等に用ひ甘味）
青海川を流れ出る新潟迄舟中朝早ハ出る夕方
ハ帰る也夫より青海迄舟賃弐拾銭ハ其の手位合
を以て弐拾の半位

一　事も別に碧り候ハ小麦ハ尺程の物名も知れぬ草是
中ハ二尺程迄羽を四十四五日程
位之事

一　第拾八番庵之事ハ大和国ハ
五十二ヶ国の内伊豆国ハ信濃の人彼の国を家と思ふ事中を
（拾八番の内第拾番迄ハ何も）
名乗ハ中

一　之時後ハ山道を撥ハ出ハ大道迄ハ出ハ
中部国ハ足て国の名を報の事
（拾一国ハ弾ハ鞠坊ハ基盤ハ）
前ハ有之ハ如く物之の之稲沙弥系城の経ハ
（信濃ハ性要て下時ハ）
天正と中て此ハ一の寺も中
一　此ハ中て此ハ寺に遠ハ

一 多油臭油ハ変ル毎ニハ臭ハ臭ハ臭

且那 ホウイ
頭 ゴロハ
月 ギウザ
口 ズビ
歯 クビ
臍 ブッボ
指 ラボシラ
筋 リイラ
トヽ子
鬱 ヤシキ
繻絆 ルバシ
煙草 日本通
頭巾 コガ

娵 ヒニワ
伯父 シヤク
伯母 バブシ
腹 ブリウハ
初産 イライ
テラチニ
男根 ホイ
懐妊 フロトイ
月役 カウスカ
蕎麦 キリナウ
スナ
凡 ノセラ
首 セヤ
色事 マトレヌカスタレナ
ヲモシノレンノラ方サ

妻 トナ
聟 ムニ
眉毛 ボロビ
女根 ビスラ
産 ロシツカ
米 ビセナ
穴 シヨバ
死 ホコイノ
服 ヘリイシヲボ
茶 日本ノ通
笠 シラハ
蓑 レツイノ

手 ルキ
豆 ノキ
臭 ゴロイ
麦 ムカ
菜 レイバ
沓 サボキ
大便 スウチ
火 ホコニ
合羽 セナリ
冬瓜 シミイ
物 レツイノ

水 ボリ
砂糖 サホウ
桄 シヤシン
武士 アキソセナ
病人 シテヂ
塩 フリ
腰物 スワカ
湯 バヤ
人 ヒトヽ

着類 フウナ
小便 スウラ
商人 クベツ
橋 モウス
道 トウロカ
象 イツバ
痛 ホツイノ
弁当 カニサ
酒 ビカナ
蔵 アンバル
怪 ソウチイ
酒呑 ビナヒイ

大根 レテカ
友達 タワレシ
寺 ヤユノ
者 レバ
腹の [illegible]
庖丁 ノセカ
医師 ケカリ
井戸 ユロセツ
匕 ロシカ

[illegible]
[illegible]
[illegible]

右漂民私記と題する文、他ノ二本孰れも之を載せざるまゝ但一本ハ壱冊にて「幸左史磯吉取紀」と題する一文有り漂流記ハ漂客ノ経歴露西亜にての見聞等を記したるまゝにて右漂民私記と相似たる記事なれども紀其記載の事項に大なる違を有す事項同じき記事も文辞甚しく異り到底同一原本ならざるものとは認めがたきもの之 又其他ノ一本、右漂民私記なき代りに別紙、特字すること如き記事あり之如き者に全然見さる要とす

右家元ノ別本二本を以て対校加朱早

安政五年南呂朔日
於洛白川山栖甚識

酒井忠順蔵書

4150